

報告第 1 4 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 6 年度財政健全化
判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項及び
第22条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 令和 6 年度決算に基づく財政健全化判断比率

(単位：%)

項目 \ 比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	15.3	47.5
早期健全化基準	13.97	18.97	25.0	350.0

2 令和 6 年度決算に基づく経営健全化判断比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率	備考
矢巾町水道事業会計	—	
矢巾町下水道事業会計	—	

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年9月2日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

住 所

氏 名

諮問第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年9月2日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

住 所

氏 名

議案第 4 4 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

矢巾町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

住 所 矢巾町大字

氏 名

議案第 4 5 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 42 年矢巾町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（給与の減額） 第17条　〔略〕 2　職員が部分休業（当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他事業管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により事業管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、事業管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、事業管理者が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 3　〔略〕	（給与の減額） 第17条　〔略〕 2　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他事業管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により事業管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、事業管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、事業管理者が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 3　〔略〕
備考　改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附　則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 4 6 号

矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について

矢巾町立都市公園条例（昭和50年矢巾町条例第19号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例

矢巾町立都市公園条例（昭和50年矢巾町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（園路及び広場） 第2条の4 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （1）～（5） 〔略〕 （6） 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び同令<u>第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 （7） 〔略〕	（園路及び広場） 第2条の4 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （1）～（5） 〔略〕 （6） 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び同令<u>第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 （7） 〔略〕
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 7 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年矢巾町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（部分休業を請求することができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）〔略〕 （2）勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次条において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） （<u>部分休業の承認</u>） 第18条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間等条例第8条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 規則で定める職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が規則で定める休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 〔新設〕	（部分休業を請求することができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）〔略〕 （2）勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものを<u>除く。次条において同じ。</u>） （<u>第1号部分休業の承認</u>） 第18条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条において「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 規則で定める職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が規則で定める休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 （<u>第2号部分休業の承認</u>） 第18条の2 <u>育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条において「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として</u>

〔新設〕	<u>行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u>
〔新設〕	<u>第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u>
〔新設〕 (部分休業をしている職員の給与の取り扱い) 第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	<u>第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取り扱い) 第19条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u>

(部分休業の承認の取消事由)
第20条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

(部分休業の承認の取消事由)
第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 4 8 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年矢巾町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢巾町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第16条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 〔略〕 （委任） 第17条 〔略〕 〔新設〕	（介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第17条の3第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 〔略〕 （委任） 第17条 〔略〕 <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第17条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年矢巾町条例第3号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>（3） 職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出</u>

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 〔略〕

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 〔略〕

に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家族の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 〔略〕

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の4 〔略〕

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第17条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 49 号

矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

矢巾町水道事業給水条例(平成9年矢巾町条例第36号)の一部を次のように改正する。

令和7年9月2日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例

矢巾町水道事業給水条例（平成 9 年矢巾町条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（給水装置工事の施行） 第 8 条 給水装置工事は、事業管理者又は事業管理者が法第16条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。	（給水装置工事の施行） 第 8 条 給水装置工事は、事業管理者又は事業管理者が法第16条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、事業管理者が他の市町村長（管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u>
2 〔略〕	2 〔略〕
備考 改正箇所は改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 0 号

矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について

矢巾町公共下水道条例（平成 12 年矢巾町条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例

矢巾町公共下水道条例（平成12年矢巾町条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（排水設備指定工事店の指定） 第10条 排水設備等の新設等の工事は、事業管理者の指定を受けた者（以下「工事店」という。）でなければ、行ってはならない。	（排水設備指定工事店の指定） 第10条 排水設備等の新設等の工事は、事業管理者の指定を受けた者（以下「工事店」という。）でなければ、行ってはならない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、事業管理者が他の市町村長（管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>
2・3 〔略〕	2・3 〔略〕
備考 改正箇所は改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 1 号

矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例について

矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年矢巾町条例
第33号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年矢巾町条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第9号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 （個人番号の利用範囲） 第3条 〔略〕 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。 3 町の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。 〔新設〕	（趣旨） 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 （個人番号の利用範囲） 第3条 〔略〕 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。<u>ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u> 3 町の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。<u>ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u> 4 町長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（<u>法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。</u>）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

4 前2項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

〔新設〕

第4条 〔略〕

別表第1（第3条関係）

執行機関	事務
〔略〕	
11 町長	一般不妊治療費助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
備考	
1 「子ども」とは出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「妊産婦」とは妊娠5箇月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までをいい、「重度心身障害者」とは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項	

5 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第5条 〔略〕

別表第1（第3条関係）

執行機関	事務
〔略〕	
11 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
12 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
備考	
1 「子ども」とは出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「妊産婦」とは妊娠5箇月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までをいい、「重度心身障害者」とは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項	

に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは本人）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級、2級若しくは3級のもの、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者が監護若しくは養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級若しくは2級に該当するもの、国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により同法に規定する障害基礎年金に該当する者（同法の規定により支給を一時停止されているものを含む。）で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において重度の知的障害者又は知的障害児と判定された者のいずれかに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの者をいい、「ひとり親家庭の親子等」とは母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子で児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養しているもの又はその者の扶養を受けている児童若しくは同法附則第3条に規定する父母のいない児童であつて町長が認めるものをいい、「寡婦等」とは同法第6条第4項に規定する配偶者のない女子で高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第52条に該当する者以外のものをいう。

に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは本人）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級、2級若しくは3級のもの、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者が監護若しくは養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級若しくは2級に該当するもの、国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により同法に規定する障害基礎年金に該当する者（同法の規定により支給を一時停止されているものを含む。）で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの、児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において重度の知的障害者又は知的障害児と判定された者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級の1級に該当するもののいずれかに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの者をいい、「ひとり親家庭の親子等」とは母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子で児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養しているもの又はその者の扶養を受けている児童若しくは同法附則第3条に規定する父母のいない児童であつて町長が認めるものをいい、「寡婦等」とは同法第6条第4項に規定する配偶者のない女子で高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第52条に該当する者以外のものをいう。

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
〔略〕		
2 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 町長	子ども、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭の親子等及び寡婦等に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
〔略〕		
2 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
3 町長	子ども、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭の親子等及び寡婦等に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、 <u>医療保険給付関係情報（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療費に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報をいう。）</u> 又

4 町長	介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
5 町長	小児慢性特定疾患児及び在宅高齢者に対する日常用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
6 町長	難聴児に係る補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
7 町長	重度障害者の介護者に対する慰労手当及び在宅要介護者の介護者に対する慰労金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
〔略〕		
9 町長	高齢者及び障がい者に対するやさしい住まいづくり推進事業補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

		は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 町長	介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 町長	小児慢性特定疾患児及び在宅高齢者に対する日常用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 町長	難聴児に係る補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 町長	重度障害者の介護者に対する慰労手当及び在宅要介護者の介護者に対する慰労金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
〔略〕		
9 町長	高齢者及び障がい者に対するやさしい住まいづくり推進事業補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	則で定めるもの	
〔略〕		
12 町長	一般不妊治療費助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
〔新設〕		

	則で定めるもの	
〔略〕		

別表第3（第4条関係）			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分及び破線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の3の項（「又は住登外者宛名情報」を加える改正規定を除く。）の改正規定は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 5 2 号

矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正
する条例について

矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例（令和 3 年矢巾町条例
第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例（令和３年矢巾町条例第２号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（選挙運動用ビラの作成の公営） 第６条 候補者は、<u>７円73銭</u>に法第142条第１項第７号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成枚数（当該作成枚数が同号に定める選挙の区分に応じた枚数を超えるときは、当該選挙の区分に応じた枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第２条ただし書の規定を準用する。 （選挙運動用ビラの作成における公費の支払） 第８条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>７円73銭</u>を超えるときは、<u>７円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第１項第７号に定める選挙の区分に応じた枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第６条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 （選挙運動用ポスターの作成の公営） 第９条 候補者は、<u>541円31銭</u>に法第143条第１項第５号に規定するポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を選挙運動用ポスターの掲示場の数で除して得た金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数は、１円とする。第11条において「単価の限度額」という。）に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が選挙運動用ポスターの掲示場の数に相当する数を超えるときは、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場	（選挙運動用ビラの作成の公営） 第６条 候補者は、<u>８円38銭</u>に法第142条第１項第７号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成枚数（当該作成枚数が同号に定める選挙の区分に応じた枚数を超えるときは、当該選挙の区分に応じた枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第２条ただし書の規定を準用する。 （選挙運動用ビラの作成における公費の支払） 第８条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>８円38銭</u>を超えるときは、<u>８円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第１項第７号に定める選挙の区分に応じた枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第６条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 （選挙運動用ポスターの作成の公営） 第９条 候補者は、<u>586円88銭</u>に法第143条第１項第５号に規定するポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を選挙運動用ポスターの掲示場の数で除して得た金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数は、１円とする。第11条において「単価の限度額」という。）に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が選挙運動用ポスターの掲示場の数に相当する数を超えるときは、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場

合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。	合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和 7 年矢巾町議会定例会 9 月会議
提出議案の条例に係る概要説明

1 議案第 4 5 号
企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
2 改正の根拠
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和 7 年10月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。
3 主な改正内容
企業職員の部分休業について、現行の 1 日の勤務時間の一部の休業形態に加え、1 年につき 10 日相当を超えない範囲内の休業形態を新たに設け、企業職員の申出によりいずれかを選択できるものとするもの。
4 施行期日等
令和 7 年10月 1 日

1 議案第 4 6 号
矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例
2 改正の根拠
引用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴う条ずれに対応した、所要の改正を行うもの。
3 主な内容
矢巾町立都市公園条例第 2 条の 4 第 6 号中 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 「第21条第 2 項第 1 号」→「第22条第 2 項第 1 号」
4 施行期日等
公布の日から施行

1 議案第47号
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
2 改正の根拠
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。
3 主な改正内容
職員の部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき10日相当を超えない範囲内の形態を新たに設け、職員の申出によりいずれか形態を選択できるものとするもの。
4 施行期日等
令和7年10月1日

1 議案第48号
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
2 改正の根拠
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。
3 主な改正内容
任命権者に妊娠、出産等について申し出た職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児の両立支援制度等の周知及び制度等の利用についての意向確認の実施を義務付けるもの。
4 施行期日等
令和7年10月1日

1 議案第 4 9 号
矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例
2 改正の根拠
地方自治法第245条の4第1項に基づく国土交通大臣の技術的助言を受け、所要の改正を行うものである。
3 主な改正内容
災害その他非常の場合にあって、地元の指定給水装置工事事業者の確保が困難と判断されるとき、宅内配管の早期復旧と給水装置工事の適正な実施を図るため、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による工事の実施を可能とするもの。
4 施行期日等
公布の日

1 議案第50号
矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例
2 改正の根拠
地方自治法第245条の4第1項に基づく国土交通大臣の技術的助言を受け、所要の改正を行うものである。
3 主な改正内容
災害その他非常の場合にあって、地元の排水設備指定工事店の確保が困難と判断されるとき、排水設備等の早期復旧を図るため、他の市町村長の指定を受けた排水設備指定工事店であっても工事の実施を可能とするもの。
4 施行期日等
公布の日

1	議案第51号
	矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
2	改正の根拠
	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき整備する住登外者宛名番号管理機能が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に規定する条例で定める事務に該当することから所要の改正を行うものである。
3	主な改正内容
	住登外者宛名番号管理機能を独自利用事務として規定し、当該機能を使用して管理する住登外者宛名情報を法定事務・独自利用事務での利用ができる規定、本町の執行機関内で庁内連携ができる規定及び執行機関との間で情報提供ができる規定を整備するものである。 住基システム 税務システム 介護システム 宛名管理機能 住民宛名管理機能 町民の宛名番号を管理 住登外者宛名管理機能 住登外者の宛名番号を管理 団体内統合宛名管理機能 情報提供ネットワークシステムに接続するために必要な団体内統合宛名番号を管理 内部 外部 情報提供ネットワークシステム 他市町村に情報照会 マイナンバー情報を保有するので、独自利用事務に該当する。
	第3条第4項関係 法定事務において住登外者宛名番号管理機能により利用を可能とする包括的規定を追加 第4条・別表第3関係 住登外者宛名番号管理機能で管理する情報を執行機関間（町長・教育委員会）で提供できる規定を追加 別表第1関係 住登外者宛名番号管理機能を独自利用とする規定を追加 別表第2関係 執行機関ごとに独自利用事務において住登外者宛名情報を利用する規定を追加
4	施行期日等
	公布の日及び令和7年10月1日

1 議案第52号
矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例
2 改正の根拠
公職選挙法施行令の改正に伴い、公営単価について所要の改正を行うものである。
3 主な改正内容
選挙運動用の公費負担 ビラ作成（1枚あたり） 7.73円⇒8.38円 ポスター作成（掲示場1か所あたり） 541.31円⇒586.88円
4 施行期日等
令和7年10月1日

令和 7 年度矢巾町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度矢巾町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 736,396 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,911,487 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

第1表 歳入 歳入 歳出 予算 補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		25,578	2,229	27,807
	1 地方特例交付金	25,578	2,229	27,807
10 地方交付税		2,107,804	75,633	2,183,437
	1 地方交付税	2,107,804	75,633	2,183,437
12 分担金及び負担金		123,337	6	123,343
	1 負担金	123,337	6	123,343
14 国庫支出金		1,854,335	159,538	2,013,873
	1 国庫負担金	1,072,152	141,295	1,213,447
	2 国庫補助金	778,448	18,243	796,691
15 県支出金		985,434	19,852	1,005,286
	1 県負担金	559,772	17,178	576,950
	2 県補助金	343,827	1,574	345,401
	3 委託金	81,835	1,100	82,935
16 財産収入		14,491	2,106	16,597
	2 財産売却収入	0	2,106	2,106
18 繰入金		991,773	56,779	1,048,552
	1 特別会計繰入金	14,748	19,797	34,545
	2 基金繰入金	977,025	36,982	1,014,007
19 繰越金		60,000	420,237	480,237
	1 繰越金	60,000	420,237	480,237
20 諸収入		68,794	16	68,810
	5 雑入	44,612	16	44,628
補正されなかった款項にかかる金額		5,943,545		5,943,545
歳入合計		12,175,091	736,396	12,911,487

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		129,187	500	129,687
	1 議 会 費	129,187	500	129,687
2 総 務 費		1,954,416	270,339	2,224,755
	1 総 務 管 理 費	1,627,123	262,816	1,889,939
	2 徴 税 費	160,007	△ 407	159,600
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	82,536	3,091	85,627
	5 統 計 調 査 費	23,879	4,814	28,693
	6 監 査 委 員 会 費	10,722	25	10,747
3 民 生 費		4,344,933	261,964	4,606,897
	1 社 会 福 祉 費	2,237,352	61,947	2,299,299
	2 児 童 福 祉 費	2,107,581	200,017	2,307,598
4 衛 生 費		960,044	9,400	969,444
	1 保 健 衛 生 費	357,771	9,151	366,922
	2 環 境 衛 生 費	602,273	249	602,522
5 労 働 費		28,125	1,365	29,490
	1 労 働 諸 費	28,125	1,365	29,490
6 農 林 水 産 業 費		547,393	21,947	569,340
	1 農 業 費	526,484	21,429	547,913
	2 林 業 費	20,909	518	21,427
7 商 工 費		105,909	2,044	107,953
	1 商 工 費	105,909	2,044	107,953
8 土 木 費		1,362,289	152,004	1,514,293
	1 土 木 管 理 費	27,381	331	27,712
	2 道 路 橋 梁 費	702,518	133,485	836,003
	3 河 川 費	17,098	1,403	18,501

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 都市計画費	546,197	7,477	553,674
	5 住宅費	69,095	9,308	78,403
9 消防費		402,097	5,069	407,166
	1 消防費	402,097	5,069	407,166
10 教育費		1,145,130	11,764	1,156,894
	1 教育総務費	173,499	6,816	180,315
	2 小学校費	271,674	286	271,960
	3 中学校費	132,462	846	133,308
	4 社会教育費	222,399	1,519	223,918
	5 保健体育費	345,096	2,297	347,393
12 公債費		1,184,367	0	1,184,367
	1 公債費	1,184,367	0	1,184,367
補正されなかった款項にかかる金額		11,201		11,201
歳出合計		12,175,091	736,396	12,911,487

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	3,994,652		3,994,652
2 地方譲与税	167,507		167,507
3 利子割交付金	1,107		1,107
4 配当割交付金	8,454		8,454
5 株式等譲渡所得割交付金	3,940		3,940
6 法人事業税交付金	83,469		83,469
7 地方消費税交付金	858,774		858,774
8 環境性能割交付金	12,754		12,754
9 地方特例交付金	25,578	2,229	27,807
10 地方交付税	2,107,804	75,633	2,183,437
11 交通安全対策特別交付金	3,052		3,052
12 分担金及び負担金	123,337	6	123,343
13 使用料及び手数料	77,482		77,482
14 国庫支出金	1,854,335	159,538	2,013,873
15 県支出金	985,434	19,852	1,005,286
16 財産収入	14,491	2,106	16,597
17 寄附金	203,054		203,054
18 繰入金	991,773	56,779	1,048,552
19 繰越金	60,000	420,237	480,237
20 諸収入	68,794	16	68,810
21 町債	529,300		529,300
歳入合計	12,175,091	736,396	12,911,487

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
1 議会費	129,187	500	129,687				500		
2 総務費	1,954,416	270,339	2,224,755	4,505			265,834		
3 民生費	4,344,933	261,964	4,606,897	173,667		6	88,291		
4 衛生費	960,044	9,400	969,444	479			8,921		
5 労働費	28,125	1,365	29,490				1,365		
6 農林水産業費	547,393	21,947	569,340			198	21,749		
7 商工費	105,909	2,044	107,953	519			1,525		
8 土木費	1,362,289	152,004	1,514,293				152,004		
9 消防費	402,097	5,069	407,166				5,069		
10 教育費	1,145,130	11,764	1,156,894	220			11,544		
11 災害復旧費	2,200		2,200						
12 公債費	1,184,367		1,184,367			36,982	△36,982		
13 諸支出金	1		1						
14 予備費	9,000		9,000						
歳出合計	12,175,091	736,396	12,911,487	179,390		37,186	519,820		

歳

入

2 歳 入

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方特例交付金	25, 578	2, 229	27, 807	1 地方特例交付金	2, 229	地方特例交付金の増 2, 229
計	25, 578	2, 229	27, 807			

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	2, 107, 804	75, 633	2, 183, 437	1 地方交付税	75, 633	普通交付税の増 75, 633
計	2, 107, 804	75, 633	2, 183, 437			

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

1 民生費負担金	14, 469	6	14, 475	2 児童福祉施設費負担金	6	一時的保育事業利用者負担金の増 6
計	123, 337	6	123, 343			

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1, 054, 590	141, 295	1, 195, 885	2 障害者自立支援給付費負担金	120	障害者自立支援給付費負担金の増 120
				4 児童手当交付金	139, 760	被用者児童手当交付金の増 24, 030 非被用者児童手当交付金の増 12, 474 被用者3歳以上高等学校修了前交付金の増 103, 256
				6 低所得者保険料軽減負担金	1, 415	過年度分低所得者保険料軽減負担金 1, 415
計	1, 072, 152	141, 295	1, 213, 447			

9 地方特例交付金

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	202,765	18,097	220,862	1 個人番号カード交付事業費等補助金	1,753	個人番号カード交付事務費補助金の増 1,753
				2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1,344	社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増 1,344
				4 地方創生推進交付金	15,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増 15,000
3 衛生費国庫補助金	37,976	146	38,122	1 保健衛生費補助金	146	感染症予防事業費等補助金 146
計	778,448	18,243	796,691			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	559,307	17,178	576,485	3 障害福祉事業費負担金	60	障害者自立支援給付費負担金の増 60
				6 児童手当負担金	16,411	非被用者児童手当負担金の増 1,661 被用者3歳以上高等学校修了前負担金の増 14,750
				8 低所得者保険料軽減負担金	707	過年度分低所得者保険料軽減負担金 707
計	559,772	17,178	576,950			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	11,755	1,241	12,996	6 地域経営推進費補助金	713	地域経営推進費補助金の増 713
				7 地域少子化対策重点推進交付金	528	地域少子化対策重点推進交付金 528

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

3 衛生費県補助金	9,249	333	9,582	1 保健衛生費補助金	333	出産・子育て応援交付金	333
計	343,827	1,574	345,401				

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

1 総務費委託金	73,236	880	74,116	3 統計調査費委託金	880	国勢調査委託金の増	880
6 教育費委託金	0	220	220	1 保健体育総務費委託金	220	部活動地域移行事務委託金	220
計	81,835	1,100	82,935				

(款) 16 財産収入

(項) 2 財産売却収入

1 物品売却収入	0	2,106	2,106	1 物品売却収入	2,106	町有林材売却収入 車両売却収入	198 1,908
計	0	2,106	2,106				

(款) 18 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

1 国民健康保険事業 特別会計繰入金	1	4,055	4,056	1 国民健康保険事業 特別会計繰入金	4,055	国民健康保険事業特別会計繰入金の増	4,055
2 介護保険事業特別 会計繰入金	14,746	13,987	28,733	1 介護保険事業特別 会計繰入金	13,987	介護保険事業特別会計繰入金の増	13,987
3 後期高齢者医療特 別会計繰入金	1	1,755	1,756	1 後期高齢者医療特 別会計繰入金	1,755	後期高齢者医療特別会計繰入金の増	1,755
計	14,748	19,797	34,545				

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
8 減債基金繰入金	0	36,982	36,982	1 減債基金繰入金	36,982	減債基金繰入金 36,982
計	977,025	36,982	1,014,007			

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	60,000	420,237	480,237	1 繰越金	420,237	前年度歳計繰越金の増 420,237
計	60,000	420,237	480,237			

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

2 雑入	44,611	16	44,627	3 民生費雑入	10	介護施設等整備事業費補助金返還金 10
				8 消防費雑入	6	自動車リサイクル料預託金 6
計	44,612	16	44,628			

歳

出

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 議会費	129, 187	500	129, 687				500	3 職 員 手 当 等	300	◎議会運営事業の増 ○一般職員給与費の増	500 500
								4 共 済 費	200		
計	129, 187	500	129, 687				500				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	474, 114	7, 410	481, 524				7, 410	1 報 酬	△1, 030	◎一般管理事業の増 ○一般職員給与費の増 ○一般管理事業の増 会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員手当等 使用料及び賃借料 町村長研修負担金	1, 321 1, 221 100 12 3 30 55
								3 職 員 手 当 等	3, 523		
								4 共 済 費	4, 600		
								10 需 用 費	16		
								11 役 務 費	146		
								13 使 用 料 及 び 賃 借 料	30	◎人事・服務管理事業の増 ○人事・服務管理事業の増 会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員手当等 会計年度任用職員社会保険料 等 手数料 安全衛生教育講習負担金	6, 073 6, 073 △1, 042 △401 7, 300 146 70
								18 負担金、補助 及び交付金	125		
2 文書広報費	55, 743	6	55, 749				6	11 役 務 費	6	◎文書管理事業の増 ○文書管理事業の増 通信運搬費	6 6 6

1 議会費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
4会計管理費	9,679	27	9,706				27	1報 酬	10	◎会計管理事業の増 27
								3職 員 手 当 等	2	○会計管理事業の増 27
								10需 用 費	15	会計年度任用職員報酬 10 会計年度任用職員手当等 2 消耗品費 15
5財産管理費	149,963	5,179	155,142				5,179	10需 用 費	300	◎財産管理事業の増 3,508
								12委 託 料	1,291	○財産管理事業の増 2,835
								13使 用 料 及 び 賃 借 料	1,544	駐車場等除雪業務委託料 1,291 使用料及び賃借料 1,544
								14工 事 請 負 費	2,044	○公共施設等先進的ＣＯ２排出削減対策モデル事業の増 673 工事請負費 673
										◎庁舎管理運営事業の増 1,671
										○庁舎管理事業の増 1,671
										修繕料 300
										工事請負費 1,371
6企画費	420,333	1,481	421,814	528			953	1報 酬	1,066	◎企画事業の増 3
								3職 員 手 当 等	396	○企画総務事業の増 3
								8旅 費	19	会計年度任用職員報酬 12 会計年度任用職員手当等 △9
										◎政策推進事業の増 1,478
										○未来戦略事業の増 1,478
										会計年度任用職員報酬 1,054
										会計年度任用職員手当等 405
										費用弁償 19

(款) 2 総務費				(項) 1 総務管理費						
7交通安全 防犯対策 費	10,024	369	10,393				369	17備品購入費	259	◎交通安全対策事業の増 259
								18負担金、補助 及び交付金	110	○交通安全指導事業の増 259
										幼児用横断教育セット購入費 259
										◎地域安全事業の増 110
8財政調整 基金費	3,197	246,195	249,392				246,195	24積立金	246,195	○防犯対策事業の増 110
										岩手県暴力団追放県民大会開 催負担金 110
										◎財政調整基金積立事業の増 246,195
9コミュニ ティ対策 費	42,998	2,149	45,147				2,149	1報酬	1,030	○財政調整基金積立事業の増 246,195
								3職員手当等	401	◎コミュニティ推進事業の増 2,149
										○コミュニティ支援員事業の増 2,149
								4共済費	239	会計年度任用職員報酬 1,030
								8旅費	23	会計年度任用職員手当等 401
								10需用費	131	会計年度任用職員社会保険料 等 239
								11役務費	35	費用弁償 23
								13使用料及び 賃借料	290	消耗品費 100
										燃料費 31
										自動車損害保険料 35
計	1,627,123	262,816	1,889,939	528			262,288			使用料及び賃借料 290

(款) 2 総務費				(項) 2 徴税費						
1税務総務 費	86,287	△400	85,887				△400	3職員手当等	△400	◎税務総務事業の減 △400
										○一般職員給与費の減 △400

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2賦課徴収費	73,720	△7	73,713				△7	1 報 酬	21	◎賦課事業の増	31
								8 旅 費	10	○賦課事業の増	31
								13使用料及び賃借料	△38	会計年度任用職員報酬	21
										費用弁償	10
										◎徴収事業の減	△38
										○徴収事業の減	△38
										使用料及び賃借料	△38
計	160,007	△407	159,600				△407				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1戸籍住民基本台帳費	82,536	3,091	85,627	3,097			△6	1報 酬	1,389	◎戸籍住民基本台帳事業の増 3,091
								3職員手当等	1,602	○一般職員給与費の増 1,312 ◎戸籍住民基本台帳事業の増 1,779 会計年度任用職員報酬 1,389
								4共 済 費	100	会計年度任用職員手当等 390
計	82,536	3,091	85,627	3,097			△6			

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

1統計調査総務費	5,854	550	6,404				550	3職員手当等	250	◎統計調査総務事業の増 550 ○一般職員給与費の増 550
								4共 済 費	300	
2指定統計費	18,025	4,264	22,289	880			3,384	1報 酬	3,060	◎指定統計事業の増 4,264 ○一般職員給与費の増 1,184 ○指定統計調査事業の増 3,080 国勢調査調査員等報酬 3,060 費用弁償 18
								3職員手当等	1,184	
								8旅 費	18	

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

								10 需用費	6	食糧費	6
								11 役務費	△4	通信運搬費	△4
計	23,879	4,814	28,693	880			3,934				

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

1 監査委員費	10,722	25	10,747				25	1 報酬	4	◎監査事業の増	25
								3 職員手当等	21	○監査事業の増	25
										会計年度任用職員報酬	4
										会計年度任用職員手当等	21
計	10,722	25	10,747				25				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	520,169	13,901	534,070	15,194			△1,293	1 報酬	33	◎社会福祉総務事業の減	△3,163
								3 職員手当等	△823	○一般職員給与費の減	△3,195
								4 共済費	△500	○社会福祉総務事業の増	16
								19 扶助費	15,000	会計年度任用職員報酬	11
								27 繰出金	191	会計年度任用職員手当等	5
										○重層的支援体制整備事業の増	16
										会計年度任用職員報酬	10
										会計年度任用職員手当等	6
										◎国民年金事業の増	15
										○国民年金事業の増	15
										会計年度任用職員報酬	12
										会計年度任用職員手当等	3
										◎国民健康保険運営事業の増	2,049
										○一般職員給与費の増	1,858
										○国民健康保険事業特別会計繰	
										出事業の増	191
										事務費等繰出金	191

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
									◎低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業の増 15, 000 ○低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業の増 15, 000 低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付） 15, 000	
2障害福祉費	780, 785	15, 655	796, 440	180			15, 475	1 報 酬	4	◎障害者支援事業の増 10, 346
								3 職 員 手 当 等	2	○障害者給付事業の増 60
								19 扶 助 費	400	小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業給付費 60
								22 償還金、利子及び割引料	15, 249	○障害者自立支援事業の増 10, 186
									会計年度任用職員報酬 4	
										会計年度任用職員手当等 2
										高額障害福祉サービス等給付費 240
										自立支援給付費国庫負担金過年度返還金 5, 915
										自立支援給付費県費負担金過年度返還金 2, 958
										障害者医療費国庫負担金過年度返還金 771
										障害者医療費県費負担金過年度返還金 296
										○地域生活支援事業の増 100
										身体障害者用自動車改造費助成事業給付費 100
										◎障害児福祉事業の増 5, 309
										○障害児福祉事業の増 5, 309

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

										障害児入所給付費等国庫負担 金過年度返還金	3,342
										障害児入所給付費等県費負担 金過年度返還金	1,671
										児童虐待防止対策等総合支援 事業費国庫補助金過年度返還 金	296
3 老人福祉 費	852,669	30,697	883,366	2,122			28,575	1 報 酬	2	◎老人福祉総務事業の減	△1,695
								3 職 員 手 当 等	150	○一般職員給与費の減	△1,697
								4 共 済 費	△400	○重層的支援体制整備事業の増 会計年度任用職員報酬	2 2
								18 負担金、補助 及び交付金	27,562	◎介護保険運営事業の増	3,793
								27 繰 出 金	3,383	○一般職員給与費の増	410
										○介護保険事業特別会計繰出事 業の増	3,383
										事務費等繰出金	120
										低所得者保険料軽減繰出金	3,263
										◎後期高齢者医療運営事業の増	28,588
										○一般職員給与費の増	1,037
										○岩手県後期高齢者医療広域連 合運営事業の増	27,551
										過年度分市町村療養給付費負 担金	27,551
										◎介護サービス施設等整備事業の 増	11
										○介護サービス施設等整備事業 の増	11
										介護施設等整備事業費補助金 返還金	11

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
4保健福祉 交流セン ター費	28,940	1,694	30,634				1,694	12委 託 料	1,694	◎保健福祉交流センター管理運営 事業の増 ○保健福祉交流センター維持管 理事業の増 駐車場等除雪業務委託料	1,694 1,694 1,694
計	2,237,352	61,947	2,299,299	17,496			44,451				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1児童福祉 総務費	216,317	7,445	223,762				7,445	1報 酬	1,743	◎児童福祉総務事業の増 7,445 ○一般職員給与費の増 1,194 ○児童行政事業の増 6,251 会計年度任用職員報酬 1,743 会計年度任用職員手当等 403 費用弁償 51 子ども・子育て支援交付金過 年度返還金 4,054
								3職 員 手 当 等	997	
								4共 済 費	600	
								8旅 費	51	
								22償還金、利子 及び割引料	4,054	
2児童措置 費	374,448	193,277	567,725	156,171			37,106	1報 酬	12	◎児童措置事業の増 193,277 ○児童手当取扱事業の増 18 会計年度任用職員報酬 12 会計年度任用職員手当等 6 ○児童手当給付事業の増 193,259 児童手当給付 172,590 児童手当国庫負担金過年度返 還金 18,889 児童手当県負担金過年度返還 金 1,780
								3職 員 手 当 等	6	
								19扶 助 費	172,590	
								22償還金、利子 及び割引料	20,669	

(款) 3 民生費				(項) 2 児童福祉費						
3児童福祉施設費	1,374,938	△716	1,374,222			6	△722	2給料	△5,132	◎児童福祉施設総務事業の増 6,803
								3職員手当等	△1,650	○保育行政事業の増 6,803
								4共済費	△800	子どものための教育・保育給付交付金過年度返還金 4,484
								22償還金、利子及び割引料	6,866	子どものための教育・保育給付負担金過年度返還金 2,311 岩手県施設型給付費等補助金過年度返還金 8
4母子福祉費	141,878	11	141,889				11	1報酬	9	◎町立保育園事業の減 △7,582
								3職員手当等	2	○一般職員給与費の減 △10,450
										○町立保育園運営事業の増 2,868
										会計年度任用職員給料 2,868
計	2,107,581	200,017	2,307,598	156,171		6	43,840			◎施設等利用給付事業の増 63
										○施設等利用給付事業の増 63
										子育てのための施設等利用給付交付金過年度返還金 42
										子育てのための施設等利用給付負担金過年度返還金 21
4母子福祉費	141,878	11	141,889				11	1報酬	9	◎母子福祉医療費助成事業の増 11
								3職員手当等	2	○母子福祉医療費総務事業の増 11
										会計年度任用職員報酬 9
										会計年度任用職員手当等 2
計	2,107,581	200,017	2,307,598	156,171		6	43,840			

(款) 4 衛生費				(項) 1 保健衛生費						
1保健衛生総務費	221,122	7,231	228,353	479			6,752	1報酬	15	◎保健衛生総務事業の増 870
								2給料	3,000	○一般職員給与費の増 342
								3職員手当等	1,904	○保健衛生総務事業の増 524
								4共済費	800	印刷製本費 524
1保健衛生総務費	221,122	7,231	228,353	479			6,752			○栄養改善事業の増 4
										費用弁償 4

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他						
								8 旅 費	4	◎成人検診事業の増 650		
								10 需 用 費	1, 171	○成人検診事業の増 650		
								18 負担金、補助及び交付金	145	会計年度任用職員報酬 3		
								22 償還金、利子及び割引料	192	印刷製本費 647		
										◎母子保健事業の増 5, 711		
										○一般職員給与費の増 5, 360		
										○母子保健事業の増 337		
										妊婦及び乳児県外健診助成金 133		
										新生児聴覚検査県外受診助成金 12		
										過年度未熟児養育医療費等国庫負担金 28		
										過年度未熟児養育医療費等県費負担金 164		
										○妊婦のための支援給付事業の増 14		
										会計年度任用職員報酬 12		
										会計年度任用職員手当等 2		
2 予防費	136, 649	1, 920	138, 569				1, 920	22 償還金、利子及び割引料	1, 920	◎予防接種事業の増 1, 920		
										○新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の増 1, 920		
										過年度分返還金 1, 920		
計	357, 771	9, 151	366, 922	479			8, 672					

(款) 4 衛生費

(項) 2 環境衛生費

1 環境衛生 総務費	545, 797	249	546, 046				249	3 職 員 手 当 等	249	◎環境衛生事業の増 249 ○一般職員給与費の増 249
計	602, 273	249	602, 522				249			

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

1労働諸費	28,125	1,365	29,490				1,365	3職員手当等	300	◎就労者支援事業の増 ○一般職員給与費の増 ○矢巾勤労者共同福祉センター 管理運営事業の増 矢巾勤労者共同福祉センター 指定管理料	1,365 300 1,065 1,065
								12委託料	1,065		
計	28,125	1,365	29,490				1,365				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員会費	35, 855	825	36, 680				825	1 報 酬	6	◎農業委員会総務事業の増	825
								3 職 員 手 当 等	519	○一般職員給与費の増	817
								4 共 済 費	300	○農業委員会総務事業の増 会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員手当等	8 6 2
2 農業総務費	59, 440	△4, 353	55, 087				△4, 353	1 報 酬	5	◎農政対策事業の減	△4, 193
								3 職 員 手 当 等	△2, 893	○一般職員給与費の減	△4, 193
								4 共 済 費	△1, 500	◎経営構造対策事業の減	△160
								8 旅 費	35	○担い手育成事業の減 会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員手当等 費用弁償	△160 5 △200 35
3 農業振興費	41, 233	867	42, 100				867	1 報 酬	742	◎農業振興事業の増	2
								3 職 員 手 当 等	98	○農地中間管理事業の増 会計年度任用職員報酬	2 2
								8 旅 費	27	◎持続可能な農業経営体育成事業 の増 ○需要に応じた米生産推進事業 の増 会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員手当等 費用弁償	865 865 740 98 27

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
5農地費	194,964	23,900	218,864				23,900	1報 酬	123	◎農業基盤整備事業の増 125
								3職 員 手 当 等	2	○農業基盤整備事業の増 119 会計年度任用職員報酬 119
								14工 事 請 負 費	23,775	○農地等整備事業の増 6 会計年度任用職員報酬 4 会計年度任用職員手当等 2
										◎農地維持補修事業の増 23,775 ○農地維持補修事業の増 23,775 工事請負費 23,775
6農村総合 整備事業 費	169,181	0	169,181					13使 用 料 及 び 賃 借 料	24	◎農業研修施設事業 ○農村環境改善センター管理事 業
								17備 品 購 入 費	△24	使用料及び賃借料 24 施設管理備品購入費 △24
8ダム管理 費	18,475	190	18,665				190	3職 員 手 当 等	△56	◎ダム維持管理事業の増 190
								4共 済 費	100	○一般職員給与費の増 244
								10需 用 費	146	○ダム維持管理事業の減 △54 会計年度任用職員手当等 △200
								12委 託 料	△1,320	光熱水費 146 煙山ダム網場保守点検業務委 託料 △550
								14工 事 請 負 費	1,320	煙山ダム警報器設備保守点検 業務委託料 △770 工事請負費 1,320
計	526,484	21,429	547,913				21,429			

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

1 林業振興費	20,909	518	21,427			198	320	1 報酬	8	◎林業総務事業の増	10
								3 職員手当等	2	○林業総務事業の増	10
								12 委託料	508	会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員手当等	8 2
										◎林業振興対策事業の増	508
										○林業振興事業の増	204
										森林病虫害等防除業務委託料	204
										○町有林部分林管理事業の増	304
										町有林管理業務委託料	304
計	20,909	518	21,427			198	320				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務費	40,423	1,082	41,505				1,082	3 職員手当等	1,082	◎商工総務事業の増	1,082
										○一般職員給与費の増	1,082
2 商工振興費	30,449	683	31,132				683	18 負担金、補助及び交付金	683	◎商工業振興事業の増	683
										○商工業振興事業の増	683
										矢巾町創業支援事業補助金	683
4 観光費	23,847	△281	23,566				△281	3 職員手当等	△300	◎観光推進事業の減	△281
								8 旅費	19	○観光振興対策事業の減	△281
										会計年度任用職員手当等	△300
										費用弁償	19
5 自然公園施設費	7,351	560	7,911	519			41	11 役務費	43	◎自然公園管理運営事業の増	560
								12 委託料	517	○自然公園維持管理事業の増	560
										手数料	43
										自然公園施設等管理業務委託料	517
計	105,909	2,044	107,953	519			1,525				

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 土木総務費	27,381	331	27,712				331	1 報 酬	300	◎土木総務事業の増	331
								8 旅 費	31	○土木総務事業の増 会計年度任用職員報酬 費用弁償	331 300 31
計	27,381	331	27,712				331				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2 道路維持費	192,858	131,560	324,418				131,560	2 給 料	1,780	◎道路維持事業の増 10,252
								3 職 員 手 当 等	68	○道路維持管理事業の増 10,252
								10 需 用 費	30,308	消耗品費 1,848 手数料 2,453 工事請負費 5,951
								11 役 務 費	2,453	◎除雪事業の増 121,308
								12 委 託 料	91,000	○一般職員給与費の増 52 ○除雪事業の増 121,256
								14 工 事 請 負 費	5,951	会計年度任用職員給料 1,780 会計年度任用職員手当等 16 消耗品費 8,723 燃料費 75 光熱水費 19,662 除雪業務委託料 91,000
3 道路新設改良費	367,673	1,925	369,598				1,925	12 委 託 料	1,925	◎道路新設改良事業の増 1,925 ○生活道路整備事業の増 1,925 測量調査設計業務委託料 1,925
計	702,518	133,485	836,003				133,485			

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

1河川総務費	17,098	1,403	18,501				1,403	12委託料	1,403	◎河川管理事業の増 ○河川管理事業の増 河川雑物除去業務委託料	1,403 1,403 1,403
計	17,098	1,403	18,501				1,403				

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

1都市計画総務費	254,032	4,435	258,467				4,435	3職員手当等	650	◎都市計画総務事業の増 ○一般職員給与費の増 ◎施設管理運営事業の増 ○矢幅駅東西自由通路等維持管理事業の増 工事請負費 ○矢巾町駐車場維持管理事業の増 駐車場除雪業務委託料 ○矢巾町活動交流センター維持管理事業の増 修繕料	1,250 1,250 3,185 1,826 1,826 1,045 1,045 314 314
								4共済費	600		
								10需用費	314		
								12委託料	1,045		
								14工事請負費	1,826		
5公園費	29,743	3,042	32,785				3,042	14工事請負費	3,042	◎都市公園事業の増 ○都市公園維持補修事業の増 工事請負費	3,042 3,042 3,042
計	546,197	7,477	553,674				7,477				

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

1住宅管理費	27,672	9,308	36,980				9,308	2給料	5,000	◎住宅管理事業の増 ○一般職員給与費の増 ○住宅管理事業 手数料 町営住宅石綿含有調査業務委託料	9,308 9,308 △687 687
								3職員手当等	2,508		
								4共済費	1,800		
								11役務費	△687		

8 土木費

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								12委 託 料	687	
計	69,095	9,308	78,403				9,308			

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

2非常備消防費	60,344	2,525	62,869				2,525	3職員手当等	2,025	◎非常備消防事業の増 ○一般職員給与費の増	2,525
								4共 済 費	500		2,525
3消防施設費	21,203	2,544	23,747				2,544	11役 務 費	41	◎消防施設整備事業の増 ○消防施設整備事業の増 手数料 自動車損害保険料 消防ポンプ自動車改造請負費 自動車重量税	2,544
								17備 品 購 入 費	2,477		2,544
								26公 課 費	26		23 18 2,477 26
計	402,097	5,069	407,166				5,069				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	75, 297	221	75, 518				221	3 職 員 手 当 等	156	◎教育委員会事務局運営事業の増 ○教育委員会事務局運営事業の増 会計年度任用職員手当等 通信運搬費	221
								11 役 務 費	65		221
3 教育振興費	96, 547	6, 595	103, 142				6, 595	1 報 酬	473	◎教育振興総務事業の増 ○教育振興総務事業の増 費用弁償 児童生徒各種大会参加費補助金	6, 046
								3 職 員 手 当 等	76		6, 046
								8 旅 費	46		6, 000

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

							18 負担金、補助 及び交付金	6,000	◎教育研究所運営事業の増 321 ○教育研究所運営事業の増 211 会計年度任用職員報酬 141 会計年度任用職員手当等 70 ○学校適応指導事業の増 15 会計年度任用職員報酬 12 会計年度任用職員手当等 3 ○未就学児ことばの教室運営事 業の増 95 会計年度任用職員報酬 92 会計年度任用職員手当等 3 ◎学校適応支援事業の増 228 ○学校適応・特別支援教育支援 員配置事業の増 228 会計年度任用職員報酬 228
計	173,499	6,816	180,315				6,816		

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

2 教育振興 費	104,957	286	105,243				286	12 委 託 料	286	◎小学校教育振興事業の増 286 ○小学校教育振興事業の増 286 学校ネットワーク機器等保守 業務委託料 286
計	271,674	286	271,960				286			

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理 費	73,600	800	74,400				800	3 職 員 手 当 等	500	◎中学校管理事業の増 800 ○一般職員給与費の増 800
								4 共 済 費	300	

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2教育振興費	58,862	46	58,908				46	12委 託 料	46	◎中学校教育振興事業の増 ○中学校教育振興事業の増 学校ネットワーク機器等保守 業務委託料
計	132,462	846	133,308				846			

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1社会教育総務費	74,821	375	75,196				375	1報 酬	12	◎社会教育振興事業の増 375 ○社会教育振興総務事業の増 375 会計年度任用職員報酬 12 会計年度任用職員手当等 3 謝礼 300 費用弁償 60
								3職 員 手 当 等	3	
								7報 償 費	300	
								8旅 費	60	
2公民館費	51,720	80	51,800				80	10需 用 費	△24	◎矢巾町公民館事業の増 80 ○矢巾町公民館維持管理事業 80 消耗品費 △40 工事請負費 △665 公民館用備品購入費 705 ○矢巾町公民館運営事業の増 80 消耗品費 16 図書情報システム保守業務委託料 80 使用料及び賃借料 △16
								12委 託 料	80	
								13使 用 料 及 び 賃 借 料	△16	
								14工 事 請 負 費	△665	
								17備 品 購 入 費	705	
3文化会館費	71,164	306	71,470				306	14工 事 請 負 費	306	◎田園ホール管理事業の増 306 ○田園ホール管理事業の増 306 工事請負費 306

(款) 10 教育費				(項) 4 社会教育費							
4文化財保護費	2,956	740	3,696				740	2給料	40	◎文化財保護事業の増	40
								11役務費	700	○文化財保護事業の増	40
										会計年度任用職員給料	40
										◎埋蔵文化財保護事業の増	700
										○埋蔵文化財発掘調査事業の増	700
										手数料	700
7矢巾町史編さん費	3,189	18	3,207				18	1報酬	12	◎矢巾町史編さん事業の増	18
								3職員手当等	6	○矢巾町史編さん事業の増	18
										会計年度任用職員報酬	12
										会計年度任用職員手当等	6
計	222,399	1,519	223,918				1,519				

(款) 10 教育費				(項) 5 保健体育費							
1保健体育 総務費	11,709	0	11,709	220			△220			財源更正	
3学校給食 費	289,594	2,297	291,891				2,297	1報 酬	11	◎共同調理場管理運営事業の増	2,297
								3職 員 手 当 等	226	○一般職員給与費の増	500
								4共 済 費	300	○共同調理場維持管理事業の増 工事請負費	1,760 1,760
								10需 用 費	0	○共同調理場運営事業の増 会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員手当等	37 11 26
								14工 事 請 負 費	1,760	消耗品費 印刷製本費	88 △88
計	345,096	2,297	347,393	220			2,077				

(款) 12 公債費				(項) 1 公債費						
1 元金	1, 143, 051	0	1, 143, 051			36, 982	△36, 982			財源更正
計	1, 184, 367	0	1, 184, 367			36, 982	△36, 982			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職
(1) 総 括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	177 【0】	(210,090)	652,802 (44,777)	375,173 (91,946)	1,027,975 (346,813)	200,287 (48,346)	1,228,262 (395,159)	退職手当負担金 99,663 児童手当 12,000
補正前	177 【0】	(204,090)	652,802 (40,089)	367,513 (91,018)	1,020,315 (335,197)	200,287 (40,807)	1,220,602 (376,004)	退職手当負担金 99,663 児童手当 7,500
比 較	0 【0】	(6,000)	0 (4,688)	7,660 (928)	7,660 (11,616)	0 (7,539)	7,660 (19,155)	退職手当負担金 0 児童手当 4,500

※【 】内は再任用短時間勤務職員について内書き、()内は会計年度任用職員について外書き。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	日直手当	時 間 外勤務手当	特殊勤務手当	災害派遣手当	地域手当	単身赴任手当	在宅勤務等手当
	補正後	13,908	10,458	16,868	141,701	115,591	11,011	9,180	508	550	53,595	290	0	850	648	15
	補正前	13,908	10,458	16,868	141,701	115,591	11,011	9,180	508	550	45,935	290	0	850	648	15
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,660	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	7,660	制度改正による増減分			
		その他の増減分		7,660 時間外勤務手当の増	

令和 7 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度矢巾町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,597千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,706,973千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		201,557	191	201,748
	1 一般会計繰入金	173,360	191	173,551
7 繰越金		1	24,406	24,407
	1 繰越金	1	24,406	24,407
補正されなかった款項にかかる金額		2,480,818		2,480,818
歳入合計		2,682,376	24,597	2,706,973

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		30,318	191	30,509
	1 総 務 管 理 費	16,626	37	16,663
	2 徴 税 費	13,420	154	13,574
4 保 健 事 業 費		47,236	594	47,830
	1 保 健 事 業 費	47,236	594	47,830
5 基 金 積 立 金		1	19,757	19,758
	1 基 金 積 立 金	1	19,757	19,758
7 諸 支 出 金		4,403	4,055	8,458
	2 操 出 金	1	4,055	4,056
補正されなかった款項にかかる金額		2,600,418		2,600,418
歳 出 合 計		2,682,376	24,597	2,706,973

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	432,535		432,535
2 使用料及び手数料	140		140
3 国庫支出金	1		1
4 県支出金	2,046,073		2,046,073
5 財産収入	2		2
6 繰入金	201,557	191	201,748
7 繰越金	1	24,406	24,407
8 諸収入	2,067		2,067
歳入合計	2,682,376	24,597	2,706,973

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	30,318	191	30,509			191	
2 保険給付費	2,014,223		2,014,223				
3 国民健康保険事業費納付金	585,194		585,194				
4 保健事業費	47,236	594	47,830				594
5 基金積立金	1	19,757	19,758				19,757
6 公債費	1		1				
7 諸支出金	4,403	4,055	8,458				4,055
8 予備費	1,000		1,000				
歳出合計	2,682,376	24,597	2,706,973			191	24,406

歳

入

2 歳 入

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	173,360	191	173,551	3 事務費等繰入金	191	事務費等繰入金の増 191
計	173,360	191	173,551			

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	24,406	24,407	1 繰越金	24,406	前年度歳計繰越金の増 24,406
計	1	24,406	24,407			

歳

出

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1一般管理費	10,549	37	10,586			37		18負担金、補助及び交付金	37	◎一般管理事業の増 ○一般管理事業の増 オンライン資格確認等運営負担金	37 37 37
計	16,626	37	16,663			37					

(款) 1 総務費

(項) 2 徴税費

1賦課徴収費	13,420	154	13,574			154		1報 酬	22	◎国民健康保険税徴収事業の増 154 ○国民健康保険税徴収事業の増 154 会計年度任用職員報酬 22 会計年度任用職員手当等 5 会計年度任用職員社会保険料等 88 使用料及び賃借料 39
								3職 員 手 当 等	5	
								4共 済 費	88	
								13使用料及び賃借料	39	
計	13,420	154	13,574			154				

(款) 4 保健事業費

(項) 1 保健事業費

2疾病予防費	46,114	594	46,708				594	10需 用 費	594	◎特定健康診査特定保健指導事業の増 594 ○特定健康診査特定保健指導事業の増 594 印刷製本費 594
計	47,236	594	47,830				594			

1 総務費

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 財政調整 基金積立 金	1	19,757	19,758				19,757	24 積 立 金	19,757	◎財政調整基金積立事業の増 ○財政調整基金積立事業の増 財政調整基金積立金	19,757 19,757 19,757
計	1	19,757	19,758				19,757				

(款) 7 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計 繰出金	1	4,055	4,056				4,055	27 繰 出 金	4,055	◎一般会計繰出金の増 4,055 ○一般会計繰出金の増 4,055 一般会計繰出金 4,055
計	1	4,055	4,056				4,055			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後		(3, 430)		(1, 312)	(4, 742)	(848)	(5, 590)	
補 正 前		(3, 408)		(1, 307)	(4, 715)	(760)	(5, 475)	
比 較		(22)		(5)	(27)	(88)	(115)	

※()内は、会計年度任用職員について外書き。

令和 7 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度矢巾町の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220,870千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,801,610千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 支 払 基 金 交 付 金		676,336	405	676,741
	1 支 払 基 金 交 付 金	676,336	405	676,741
6 県 支 出 金		366,653	1,185	367,838
	1 県 負 担 金	356,572	1,185	357,757
8 繰 入 金		381,456	3,383	384,839
	1 一 般 会 計 繰 入 金	381,456	3,383	384,839
9 繰 越 金		1	215,897	215,898
	1 繰 越 金	1	215,897	215,898
補正されなかった款項にかかる金額		1,156,294		1,156,294
歳 入 合 計		2,580,740	220,870	2,801,610

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		46,726	120	46,846
	1 総 務 管 理 費	25,141	10	25,151
	2 徴 収 費	16,722	110	16,832
2 保 険 給 付 費		2,433,133	157,751	2,590,884
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	2,242,038	147,481	2,389,519
	3 そ の 他 諸 費	1,952	250	2,202
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	53,355	10,000	63,355
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	80,613	20	80,633
3 地 域 支 援 事 業 費		75,083	340	75,423
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	45,159	338	45,497
	2 一 般 介 護 予 防 事 業	3,850	2	3,852
4 基 金 積 立 金		10	32,616	32,626
	1 基 金 積 立 金	10	32,616	32,626
6 諸 支 出 金		15,787	30,043	45,830
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,041	16,056	17,097
	2 繰 出 金	14,746	13,987	28,733
補正されなかった款項にかかる金額		10,001		10,001
歳 出 合 計		2,580,740	220,870	2,801,610

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	632,697		632,697
2 分担金及び負担金	5,414		5,414
3 使用料及び手数料	48		48
4 国庫支出金	518,103		518,103
5 支払基金交付金	676,336	405	676,741
6 県支出金	366,653	1,185	367,838
7 財産収入	10		10
8 繰入金	381,456	3,383	384,839
9 繰越金	1	215,897	215,898
10 諸収入	22		22
歳入合計	2,580,740	220,870	2,801,610

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	46,726	120	46,846			120	
2 保険給付費	2,433,133	157,751	2,590,884	1,185		3,330	153,236
3 地域支援事業費	75,083	340	75,423			338	2
4 基金積立金	10	32,616	32,626				32,616
5 公債費	1		1				
6 諸支出金	15,787	30,043	45,830				30,043
7 予備費	10,000		10,000				
歳出合計	2,580,740	220,870	2,801,610	1,185		3,788	215,897

歳

入

2 歳 入

(款) 5 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費交付金	660,886	67	660,953	1 介護給付費交付金	67	過年度分介護給付費交付金の増 67
2 地域支援事業支援交付金	15,450	338	15,788	1 地域支援事業支援交付金	338	過年度分地域支援事業交付金の増 338
計	676,336	405	676,741			

(款) 6 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	356,572	1,185	357,757	1 介護給付費負担金	1,185	過年度分介護給付費負担金の増 1,185
計	356,572	1,185	357,757			

(款) 8 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

4 低所得者保険料軽減繰入金	19,746	3,263	23,009	1 低所得者保険料軽減繰入金	3,263	低所得者保険料軽減繰入金の増 3,263
5 事務費等繰入金	45,661	120	45,781	1 事務費等繰入金	120	事務費等繰入金の増 120
計	381,456	3,383	384,839			

(款) 9 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	215,897	215,898	1 繰越金	215,897	前年度歳計繰越金の増 215,897
計	1	215,897	215,898			

5 支払基金交付金

歳

出

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1一般管理費	25,141	10	25,151			10		1報 酬	8	◎介護保険一般管理事業の増	10
								3職 員 手 当 等	2	○介護保険一般管理事業の増 会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員手当等	10 8 2
計	25,141	10	25,151			10					

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

2認定調査等費	14,722	110	14,832			110		11役 務 費	110	◎認定調査事業の増 110 ○認定調査事業の増 110 手数料 110
計	16,722	110	16,832			110				

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

1居宅介護サービス給付費	835,798	49,600	885,398	1,185		3,330	45,085	18負担金、補助及び交付金	49,600	◎居宅介護サービス費給付事業の増 49,600 ○居宅介護サービス費給付事業の増 49,600 居宅介護サービス給付費 49,600
3施設介護サービス給付費	914,726	89,081	1,003,807				89,081	18負担金、補助及び交付金	89,081	◎施設介護サービス費給付事業の増 89,081 ○施設介護サービス費給付事業の増 89,081 施設介護サービス給付費 89,081

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節			説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
4居宅介護福祉用具購入費	1,911	500	2,411				500	18負担金、補助及び交付金	500	◎居宅介護福祉用具購入費給付事業の増 ○居宅介護福祉用具購入費給付事業の増 居宅介護福祉用具購入費	500 500 500
5居宅介護住宅改修費	1,936	3,200	5,136				3,200	18負担金、補助及び交付金	3,200	◎居宅介護住宅改修費給付事業の増 ○居宅介護住宅改修費給付事業の増 居宅介護住宅改修費	3,200 3,200 3,200
6居宅介護サービス計画給付費	104,779	5,100	109,879				5,100	18負担金、補助及び交付金	5,100	◎居宅介護サービス計画費給付事業の増 ○居宅介護サービス計画費給付事業の増 居宅介護サービス計画給付費	5,100 5,100 5,100
計	2,242,038	147,481	2,389,519	1,185		3,330	142,966				

(款) 2 保険給付費

(項) 3 その他諸費

1審査支払手数料	1,952	250	2,202				250	11 役 務 費	250	◎介護給付費等審査事業の増 250 ○介護給付費等審査事業の増 250 手数料 250
計	1,952	250	2,202				250			

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス等費

1 高額介護サービス費	53,255	10,000	63,255				10,000	18 負担金、補助及び交付金	10,000	◎高額介護サービス費給付事業の増 ○高額介護サービス費給付事業の増 高額介護サービス給付費	10,000 10,000 10,000
計	53,355	10,000	63,355				10,000				

(款) 2 保険給付費

(項) 6 特定入所者介護サービス等費

2 特定入所者介護予防サービス費	100	20	120				20	18 負担金、補助及び交付金	20	◎特定入所者介護予防サービス費給付事業の増 ○特定入所者介護予防サービス費給付事業の増 特定入所者介護予防サービス費	20 20 20
計	80,613	20	80,633				20				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

1 介護予防・生活支援サービス事業費	40,037	338	40,375			338		18 負担金、補助及び交付金	338	◎介護予防・生活支援サービス事業の増 ○第1号通所事業の増 第1号通所事業負担金	338 338 338
計	45,159	338	45,497			338					

(款) 3 地域支援事業費

(項) 2 一般介護予防事業費

1 一般介護予防事業費	3,850	2	3,852				2	1 報酬	2	◎一般介護予防事業の増 ○介護予防普及啓発事業の増 会計年度任用職員報酬	2 2 2
計	3,850	2	3,852				2				

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1介護給付 費準備基 金積立金	10	32,616	32,626				32,616	24積 立 金	32,616	◎介護給付費準備基金積立事業の 増 ○介護給付費準備基金積立事業 の増 介護給付費準備基金積立金	32,616 32,616 32,616
計	10	32,616	32,626				32,616				

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

2 償還金	1	16,056	16,057				16,056	22 償還金、利子及び割引料	16,056	◎償還金の増 ○償還金の増 返還金
										16,056 16,056 16,056
計	1,041	16,056	17,097				16,056			

(款) 6 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計繰出金	14,746	13,987	28,733				13,987	27 繰 出 金	13,987	◎一般会計繰出金の増 ○一般会計繰出金の増 一般会計繰出金
										13,987 13,987 13,987
計	14,746	13,987	28,733				13,987			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後		(8, 205)		(2, 967)	(11, 172)	(458)	(11, 630)	
補 正 前		(8, 195)		(2, 965)	(11, 160)	(458)	(11, 618)	
比 較		(10)		(2)	(12)	(0)	(12)	

※()内は、会計年度任用職員について外書き。

令和 7 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度矢巾町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,538 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 345,100 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

第1表 歳入 歳入 歳出 予算 補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	5,538	5,539
	1 繰越金	1	5,538	5,539
補正されなかった款項にかかる金額		339,561		339,561
歳入合計		339,562	5,538	345,100

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 広域連合納付金		333,637	3,783	337,420
	1 広域連合納付金	333,637	3,783	337,420
3 諸支出金		541	1,755	2,296
	2 繰出金	1	1,755	1,756
補正されなかった款項にかかる金額		5,384		5,384
歳出合計		339,562	5,538	345,100

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	264,229		264,229
2 使用料及び手数料	36		36
3 繰入金	74,736		74,736
4 繰越金	1	5,538	5,539
5 諸収入	560		560
歳入合計	339,562	5,538	345,100

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	4,384		4,384				
2 広域連合納付金	333,637	3,783	337,420				3,783
3 諸支出金	541	1,755	2,296				1,755
4 予備費	1,000		1,000				
歳出合計	339,562	5,538	345,100				5,538

歳

入

2 歳 入

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1	5,538	5,539	1 繰越金	5,538	前年度歳計繰越金の増 5,538
計	1	5,538	5,539			

歳

出

3 歳 出

(款) 2 広域連合納付金

(項) 1 広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 広域連合 納付金	333,637	3,783	337,420				3,783	18 負担金、補助 及び交付金	3,783	◎後期高齢者医療広域連合納付金 の増 ○後期高齢者医療広域連合納付 金の増 保険料負担金	3,783 3,783 3,783
計	333,637	3,783	337,420				3,783				

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計繰出金	1	1,755	1,756				1,755	27 繰 出 金	1,755	◎一般会計繰出金の増 ○一般会計繰出金の増 一般会計繰出金
										1,755 1,755 1,755
計	1	1,755	1,756				1,755			

2 広域連合納付金

令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度矢巾町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度矢巾町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（4）主要な建設改良事業			
ア 上水道第3次拡張事業	380,564千円	735千円	381,299千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支出			
第1款 水道事業費用	800,100千円	234千円	800,334千円
第1項 営業費用	784,019千円	234千円	784,253千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 499,163千円は当年度分消費税資本的収支調整額 51,118千円及び損益勘定留保資金等 448,045千円で補てんするものとする。）。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支出			
第1款 資本的支出	711,901千円	735千円	712,636千円
第1項 建設改良費	587,329千円	735千円	588,064千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第7条に定めた経費を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	85,320千円	969千円	86,289千円

令和7年9月2日提出

矢巾町長 高橋 昌造

令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算実施計画（第2号）

収益的收入及び支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用			800,100	234	800,334	
	1 営業費用		784,019	234	784,253	
		4 総 係 費	135,694	234	135,928	

資本的收入及び支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			711,901	735	712,636	
	1 建設改良費		587,329	735	588,064	
		3 第3次拡張事業費	380,564	735	381,299	

令和7年度矢巾町水道事業補正（第2号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：円）

区分	補正前	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益（△は純損失）	51,704,000	△ 234,000	51,470,000
減価償却費	315,754,000	0	315,754,000
引当金の増減額（△は減少）	228,027	0	228,027
長期前受金戻入額	△ 57,110,000	0	△ 57,110,000
受取利息及び受取配当金	△ 4,801,000	0	△ 4,801,000
支払利息	5,981,000	0	5,981,000
固定資産除却損	15,000,000	0	15,000,000
未収金の増減額（△は増加）	16,585,082	0	16,585,082
未払金の増減額（△は減少）	△ 225,828,574	0	△ 225,828,574
その他流動資産の増減額（△は減少）	24,200,000	0	24,200,000
その他流動負債の増減額（△は減少）	△ 21,811,485	0	△ 21,811,485
小計	119,901,050	△ 234,000	119,667,050
利息及び配当金の受取額	4,801,000	0	4,801,000
利息の支払額	△ 5,981,000	0	△ 5,981,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	118,721,050	△ 234,000	118,487,050
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△535,288,000	△ 729,000	△536,017,000
国庫補助金等による収入	25,446,000	0	25,446,000
国庫補助金の返還による支出	△ 376,000	0	△ 376,000
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	7,099,000	0	7,099,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△503,119,000	△ 729,000	△503,848,000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	180,000,000	0	180,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 124,195,908	0	△ 124,195,908
財務活動によるキャッシュ・フロー	55,804,092	0	55,804,092
資金増減額	△ 328,593,858	△ 963,000	△ 329,556,858
資金期首残高	608,796,072	0	608,796,072
資金期末残高	280,202,214	△ 963,000	279,239,214

給与費明細書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福利費 (千円)	引当金 繰入額 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定支弁職員		7		25,392	17,480	42,872	13,979	3,255	60,106
			3		6,273	2,805	9,078	1,746		10,824
	資本勘定支弁職員		2		6,447	5,394	11,841	3,518		15,359
	合 計		12		38,112	25,679	63,791	19,243	3,255	86,289
補正前	損益勘定支弁職員		7		25,392	17,246	42,638	13,979	3,255	59,872
			3		6,273	2,805	9,078	1,746		10,824
	資本勘定支弁職員		2		6,447	4,659	11,106	3,518		14,624
	合 計		12		38,112	24,710	62,822	19,243	3,255	85,320
比較	損益勘定支弁職員		0		0	234	234	0	0	234
			0		0	0	0	0		0
	資本勘定支弁職員		0		0	735	735	0		735
	合 計		0		0	969	969	0	0	969

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後	792	489	1,536	6,613	30	7,141
		0	202	0	146	0	1,333
	補正前	558	428	1,140	6,613	30	7,141
		0	202	0	146	0	1,333
比較		234	61	396	0	0	0
		0	0	0	0	0	0

手当の内訳	区分	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後	5,074	623	552	24	660
		1,124	0	0	0	0
	補正前	4,796	623	552	24	660
		1,124	0	0	0	0
比較		278	0	0	0	0
		0	0	0	0	0

※ 2 段表記の上段は常勤職員、下段は短時間勤務会計年度任用職員の数値。児童手当は総括表に含まない。

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明 (千円)	備 考
給料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
手当	969	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	969	会計間異動等に係る分	969

参 考 資 料

令和 7 年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書（第 2 号）

令和 7 年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書（第 2 号）

収益的收入及び支出

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 水道事業費用				800,100
	1 営業費用			784,019
		4 総 係 費		135,694
			2 手 当	20,351

資本的收入及び支出

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 資本的支出				711,901
	1 建設改良費			587,329
		3 第 3 次 拡 張 事 業 費		380,564
			2 手 当	5,019

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
234	800,334	
234	784,253	
234	135,928	
234	20,585	

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
735	712,636	
735	588,064	
735	381,299	
735	5,754	

令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度矢巾町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度矢巾町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（4）主要な建設改良事業			
ア 公共下水道			
管渠建設改良事業	325,252千円	21,793千円	347,045千円
ウ 農業集落排水			
管渠建設改良事業	11,000千円	5,882千円	16,882千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 公共下水道事業費用	825,998千円	16,648千円	842,646千円
第1項 営業費用	770,959千円	16,648千円	787,607千円
第2款 農業集落排水事業費用	302,255千円	2,113千円	304,368千円
第1項 営業費用	273,856千円	2,113千円	275,969千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 392,071千円は当年度分消費税資本的収支調整額 36,449千円及び損益勘定留保資金等 355,622千円で補てんするものとする。）。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第2款 農業集落排水資本的収入	97,470千円	191千円	97,661千円
第2項 県補助金	1,100千円	191千円	1,291千円
支 出			
第1款 公共下水道資本的支出	576,187千円	21,793千円	597,980千円
第1項 建設改良費	351,649千円	21,793千円	373,442千円
第2款 農業集落排水資本的支出	213,090千円	6,073千円	219,163千円
第1項 建設改良費	29,061千円	5,882千円	34,943千円
第3項 基金積立金	0千円	191千円	191千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条に定めた経費を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	24,299千円	1,248千円	25,547千円

令和7年9月2日 提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算実施計画（第2号）

収益の収入及び支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 公共下水道事業費用			825,998	16,648	842,646	
	1 営業費用		770,959	16,648	787,607	
		1 管渠費	40,900	16,000	56,900	
		4 総係費	93,164	648	93,812	
2 農業集落排水事業費用			302,255	2,113	304,368	
	1 営業費用		273,856	2,113	275,969	
		1 処理場費	65,094	1,233	66,327	
		2 管渠費	15,885	880	16,765	

資本の収入及び支出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 農業集落排水資本の収入			97,470	191	97,661	
	2 県補助金		1,100	191	1,291	
		1 県補助金	1,100	191	1,291	

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 公共下水道資本の支出			576,187	21,793	597,980	
	1 建設改良費		351,649	21,793	373,442	
		1 管渠建設改良費	325,252	21,793	347,045	
2 農業集落排水資本の支出			213,090	6,073	219,163	
	1 建設改良費		29,061	5,882	34,943	
		1 管渠建設改良費	11,000	5,882	16,882	
	3 基金積立金		0	191	191	
		1 基金積立金	0	191	191	

令和7年度矢巾町下水道事業補正（第2号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：円）

区分	補正前	補正額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益（△は純損失）	982,000	△ 17,114,000	△ 16,132,000
減価償却額	595,839,000	0	595,839,000
引当金の増減額（△は減少）	△ 158,000	0	△ 158,000
長期前受金戻入額	△ 327,900,000	0	△ 327,900,000
支払利息	77,238,000	0	77,238,000
固定資産除却損	2,000,000	0	2,000,000
未収金の増減額（△は増加）	38,427,860	0	38,427,860
未払金の増減額（△は減少）	△ 92,079,440	0	△ 92,079,440
小計	294,349,420	△ 17,114,000	277,235,420
利息の支払額	△ 77,238,000	0	△ 77,238,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	217,111,420	△ 17,114,000	199,997,420
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 330,197,000	△ 41,929,000	△ 372,126,000
無形固定資産の取得による支出	△ 16,491,000	0	△ 16,491,000
国庫補助金等による収入	107,845,000	191,000	108,036,000
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	29,236,000	0	29,236,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 209,607,000	△ 41,738,000	△ 251,345,000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	287,800,000	0	287,800,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 408,565,792	0	△ 408,565,792
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 120,765,792	0	△ 120,765,792
資金増減額	△ 113,261,372	△ 58,852,000	△ 172,113,372
資金期首残高	469,039,081	0	469,039,081
資金期末残高	355,777,709	△ 58,852,000	296,925,709

給与費明細書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定	引当金	合 計
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)	福利費 (千円)	繰入額 (千円)	
補 正 後	損益勘定支弁職員		2		6,328	4,632	10,960	3,086	605	14,651
			1		2,004	847	2,851	554		3,405
	資本勘定支弁職員		1		3,434	2,500	5,934	1,557		7,491
	合 計		4		11,766	7,979	19,745	5,197	605	25,547
補 正 前	損益勘定支弁職員		1		4,115	3,264	7,379	2,451	605	10,435
			2		4,217	1,927	6,144	1,189		7,333
	資本勘定支弁職員		1		2,882	2,092	4,974	1,557		6,531
	合 計		4		11,214	7,283	18,497	5,197	605	24,299
比 較	損益勘定支弁職員		1		2,213	1,368	3,581	635	0	4,216
			△ 1		△ 2,213	△ 1,080	△ 3,293	△ 635		△ 3,928
	資本勘定支弁職員		0		552	408	960	0		960
	合 計		0		552	696	1,248	0	0	1,248

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後	300	230	600	1,770	20	2,215
		0	42	0	45	0	420
	補正前	300	98	312	1,715	20	1,588
		0	174	0	100	0	897
比 較		0	132	288	55	0	627
		0	△ 132	0	△ 55	0	△ 477

手当の内訳	区分	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後	1,851	146	0	0	360
		340	0	0	0	0
	補正前	1,177	146	0	0	0
		756	0	0	0	0
比 較		674	0	0	0	360
		△ 416	0	0	0	0

※ 2 段表記の上段は常勤職員、下段は短時間勤務会計年度任用職員の数値。児童手当は総括表に含まない。

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明 (千円)	備 考
給料	552	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	552	会計間異動等に係る分	552
手当	696	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	696	会計間異動等に係る分	696

参 考 資 料

令和 7 年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書（第 2 号）

令和 7 年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書（第 2 号）

収益的收入及び支出

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 公 共 下 水 道 事 業 費 用				825,998
	1 営 業 費 用			770,959
		1 管 渠 費		40,900
			13 委 託 料	13,258
		4 総 係 費		93,164
			2 手 当	5,191
2 農 業 集 落 排 水 事 業 費 用				302,255
	1 営 業 費 用			273,856
		1 処 理 場 費		65,094
			13 委 託 料	21,150
			14 手 数 料	14,712
		2 管 渠 費		15,885
			10 光 熱 水 費	300

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
16,648	842,646	
16,648	787,607	
16,000	56,900	
16,000	29,258	管渠調査費の増
648	93,812	
648	5,839	
2,113	304,368	
2,113	275,969	
1,233	66,327	
1,133	22,283	施設管理費の増
100	14,812	廃棄物処理手数料
880	16,765	
880	1,180	

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	節	既決予定額
2 農業集落排水				97,470
資本的收入	2 県補助金			1,100
		1 県補助金		1,100
			2 補助金	0

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 公共下水道 資本的支出				576,187
	1 建設改良費			351,649
		1 管渠建設 改良費		325,252
			1 給料	2,882
			2 手当	2,092
			17 工事請負費	280,350
2 農業集落排水 資本的支出				213,090
	1 建設改良費			29,061
		1 管渠建設 改良費		11,000
			17 工事請負費	8,000
	3 基金積立金			0
		1 基金積立金		0
1 基金積立金			0	

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
191	97,661	
191	1,291	
191	1,291	
191	191	下水道事業償還基金

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
21,793	597,980	
21,793	373,442	
21,793	347,045	
552	3,434	
408	2,500	
20,833	301,183	管渠建設工事請負費の増
6,073	219,163	
5,882	34,943	
5,882	16,882	
5,882	13,882	管渠建設工事請負費の増
191	191	
191	191	
191	191	下水道事業債償還基金積立金

議案第 59 号

令和 6 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 6 0 号

令和 6 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 6 1 号

令和 6 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 6 2 号

令和 6 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 6 3 号

令和 6 年度矢巾町水道事業会計決算認定について

令和 6 年度矢巾町水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 6 4 号

令和 6 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

未処分利益剰余金を建設改良積立金への積立及び資本金への組入として処分する。

未処分利益剰余金の額	547, 971, 633 円
建設改良積立金への積立	202, 627, 260 円
資本金への組入	345, 344, 373 円

議案第 6 5 号

令和 6 年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

令和 6 年度矢巾町下水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 6 6 号

令和 6 年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

未処分利益剰余金を減債積立金への積立及び資本金への組入として処分する。

未処分利益剰余金の額	311, 202, 054 円
減債積立金への積立	115, 775, 761 円
資本金への組入	195, 426, 293 円

議案第 67 号

教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町教育委員会の教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 19 日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

住 所

氏 名

議案第 6 8 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を
次のように定める。

令和 7 年 9 月 19 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（ <u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u> ）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

(矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

(矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

（矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年矢巾町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（虐待等の禁止） 第14条 乳児等通園支援事業の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第14条 乳児等通園支援事業の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。